

1 監査第 1 0 3 9 号
令和 2 年 3 月 1 7 日

亀岡市長 桂川 孝裕 様

亀岡市監査委員 関本 孝一

亀岡市監査委員 平本 英久

財政援助団体等監査の結果に関する報告

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定による監査を都市監査基準に準拠して実施し、同条第 1 1 項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

記

第 1 監査の概要

1 監査の種類

令和元年度財政援助団体等監査

2 監査の対象年度

平成 3 0 年度

3 監査の対象

- (1) 亀岡ふるさとエナジー株式会社、公益財団法人亀岡市環境事業公社、社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会及び公益財団法人生涯学習かめおか財団の財政的援助等に係る出納その他の事務について
- (2) 環境市民部環境政策課、同環境クリーン推進課、健康福祉部地域福祉課及び生涯学習部市民力推進課の財政的援助等に係る事務の執行について

4 監査の着眼点

(1) 出資団体

亀岡市が出資している団体について、設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。また、出納その他の事務の執行が適正に行われているか。

(2) 財政援助団体

亀岡市が補助金等の財政的援助を行っている団体について、財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。

(3) 公の施設の指定管理者

亀岡市が公の施設の管理を行わせている団体について、公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

団体及び関係課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づき、関係職員から事務の執行状況を聴取し、監査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

監査委員室及び監査対象団体会議室等

(2) 監査期間

団体名	監査期間	ヒアリング実施日
亀岡ふるさとエナジー株式会社	令和元年10月 8日から 令和元年12月20日まで	令和元年11月14日
公益財団法人亀岡市環境事業公社		令和元年11月20日
社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会	令和元年12月17日から 令和2年 2月28日まで	令和2年 2月10日
公益財団法人生涯学習かめおか財団		令和2年 2月14日

第2 監査の結果

1 亀岡ふるさとエナジー株式会社の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

亀岡ふるさとエナジー株式会社（以下、「ふるさとエナジー」という。）は、主

に自然由来の亀岡市産の電力を市の公共施設や民間施設などに供給し、エネルギーの地産地消を目指すとともに、そこで得た収益をエネルギー関連事業や地域活性化事業等に還元することにより、地域の発展に貢献することを目的とし、主に次の事業を行っている。

- 小売電気事業及びその仲介・取次事業
- 発電事業、送配電事業
- 熱供給及び熱利用事業
- エネルギー事業全般に関する役務及びサービスの提供
- エネルギー資源、エネルギー全般及び環境価値全般の取引事業に関する業務
- エネルギー事業全般に係る機器、設備及びエネルギー・システムの開発、販売、レンタル、設計、施工、管理、運転及び保守
- 省エネルギー事業
- 上記の事業及び環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウ・情報の販売
- 新事業やまちづくりなど地域振興に関するコンサルティング及び事業
- 上記の事業に附帯関連する事業

イ 組織（平成31年3月31日現在）

- 役員 取締役 2人
(うち代表取締役社長1人、代表取締役副社長1人)
- 監査役 1人

(2) 出資金の概要

亀岡市からふるさとエナジーへ出資された出資金総額は4,000,000円で、全額が平成29年度に出資されたものである。

- 資本金 8,000,000円
- 本市の出資状況 4,000,000円（出資比率 50%）

(3) 決算状況（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

- 売上高 48,648,543円
- 売上総利益 15,291,475円
- 営業利益 11,916,560円
- 当期純利益 9,344,370円

(4) 監査の結果

ア ふるさとエネルギーに対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

イ 環境市民部環境政策課に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(ア) 出資金に係る出納、その他の事務について、次の点に留意されたい。

- a 出資法人から提出される月次報告書等について、前年の収支との対比や計画値と実績値との対比を行うなど、経営実態及び財政状態の把握に努め、適切な指導監督を今後も行われたい。

2 公益財団法人亀岡市環境事業公社の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

公益財団法人亀岡市環境事業公社（以下、「環境事業公社」という。）は、亀岡市における一般廃棄物の排出抑制、分別排出の徹底及び循環による資源の有効な再生利用を推進するとともに適正な処理を通じて、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保し、人と環境にやさしい持続可能な循環型社会の形成に寄与することを目的とし、主に次の事業を行っている。

- 環境意識の啓発及び環境教育の支援
- 不法投棄の防止等生活環境の保全
- 一般廃棄物の処理

イ 組織（平成31年3月31日現在）

○役員	理事	6人
	（うち理事長1人、常務理事1人）	
	監事	2人
	評議員	6人
○事務局	事務局長	1人（常務理事兼務）
	課長	4人
	係長	10人

主任・業務主任	25人
係員	16人
再雇用	2人
非常勤嘱託職員	4人

(2) 補助金の概要

平成30年度に亀岡市から環境事業公社へ交付された補助金総額は417,098,573円で、監査対象とした補助金は次のとおりである。

(単位：円)

項目	事業費	補助金額	補助内容
公益財団法人亀岡市環境事業公社運営補助金 (ごみ収集運搬業務に係る人件費補助金)	325,757,558	325,757,558	環境事業公社のごみ収集運搬業務に係る人件費に対する補助

(3) 監査の結果

ア 環境事業公社に対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

イ 環境市民部環境クリーン推進課に対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

3 社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」という。）は、亀岡市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とし、主に次の事業を行っている。

○社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

○社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

○社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

- 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- 共同募金事業への協力 ○ボランティア活動の振興
- 老人居宅介護等事業の経営 ○老人デイサービス事業の経営
- 老人介護支援センターの経営 ○生活福祉資金貸付事業
- 福祉金庫資金貸付事業 ○福祉サービス利用援助事業
- 障害福祉サービス事業の経営 ○移動支援事業の経営
- 福祉総合相談事業 ○地域子育て支援拠点事業の経営
- 子育て援助活動支援事業
- 児童の福祉の増進について相談に応じる
- 生活支援体制整備事業 ○介護予防支援事業
- ふれあいプラザ管理・経営事業

イ 組織（平成31年3月31日現在）

○役員	理事	12人
	（うち会長1人、副会長2人、常務理事1人）	
	監事	3人
	顧問	1人
	評議員	21人
○事務局	事務局長	1人
	課長	3人
	総括主幹	1人
	係長	3人
	センター長	4人
	主任	1人
	主事	11人
	看護師	1人
	嘱託職員	4人
	非常勤職員	3人
	非常勤嘱託	30人
	アルバイト職員	15人
○会員	正会員	14,373人
	賛助会員	128人
	施設会員	28団体
	その他	354人

(2) 補助金の概要

平成30年度に亀岡市から社会福祉協議会へ交付された補助金総額は37,767,782円で、監査対象とした補助金は次のとおりである。

(単位：円)

項 目	事業費	補助金額	補助内容
社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会活動補助金	70,067,589	36,000,000	社会福祉協議会の職員に係る人件費補助
災害ボランティアセンター事業補助金	104,803	100,000	災害ボランティアセンターの運営に要する経費に対する補助
災害ボランティアセンター活動補助金	1,667,782	1,667,782	災害発生時における人件費及び事業費補助
計	71,840,174	37,767,782	

(3) 指定管理料の概要

平成30年度に亀岡市から社会福祉協議会へ支払われた、ふれあいプラザに係る指定管理料は12,542,000円である。

その内訳は、人件費（職員給与等）、事務費（消耗品費、水道光熱費、修繕費、業務委託費等）となっている。

(4) 監査の結果

ア 社会福祉協議会に対する監査の結果

監査の結果は次の事項を除いて、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(ア) 補助金に係る出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

a 社会福祉協議会活動補助金及び災害ボランティアセンター活動補助金の実績報告において、時間外・休日勤務手当の算定に誤りがあった。また、時間外勤務手当を両方の補助金に含めているものがあった。さらに、扶養手当について、実際の支出額は適正であったが、報告書の支出内訳額に誤っているものがあった。

社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会職員給与規程（以下、「社会福祉協議会職員給与規程」という。）等に基づき、適正な事務処理をされたい。

(イ) 指定管理料に係る出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

- a 人件費の算出において、時間外・休日勤務手当及び勤勉手当の算定に誤りがあった。

社会福祉協議会職員給与規程等に基づき、適正な事務処理をされたい。

- b ふれあいプラザ利用料金の減免において、ふれあいプラザ条例施行規則には、使用料及び目的外使用料の減額又は免除を受けようとするときは、減免申請書を使用許可申請書に添付しなければならないとされているが、社会福祉協議会等が利用する場合に、減免申請書が添付されていないものがあった。また、誤った減免の適用号を記載している減免申請書を受付しているものがあり、使用許可決裁簿の適用条項も誤っていた。

ふれあいプラザ条例等に基づき、適正な事務処理をされたい。

なお、時間外・休日勤務手当等の算定誤りについては、財政援助団体等監査の調査権限の及ばない事業等においても、同様の誤りの可能性があるので、あわせて点検するよう望むものである。

イ 健康福祉部地域福祉課に対する監査の結果

監査の結果は次の事項を除いて、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(ア) 補助金に係る出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

- a 社会福祉協議会活動補助金及び災害ボランティアセンター活動補助金の実績報告において、時間外・休日勤務手当の算定に誤りがあった。また、時間外勤務手当を両方の補助金に含めているものがあった。さらに、扶養手当について、報告書の支出内訳額に転記誤りがあった。

社会福祉協議会職員給与規程等に基づき、適正な事務処理を行うよう指導するとともに、補助金を確定交付する際は、実績報告書はもとより関連書類等を十分に審査されたい。

(イ) 指定管理料に係る出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

- a 人件費の算出において、時間外・休日勤務手当及び勤勉手当の算定に誤りがあった。

社会福祉協議会職員給与規程等に基づき、適正な事務処理を行うよう指導されたい。

b 基本協定書において、管理運営業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合は、書面により発注者の承諾が必要と規定されているが、再委託申請書が提出されているにも関わらず、書面による承諾の手続きを行っていなかった。

基本協定書に基づき、書面による承諾を行うよう改善されたい。

c ふれあいプラザ利用料金の減免において、ふれあいプラザ条例施行規則には、使用料及び目的外使用料の減額又は免除を受けようとするときは、減免申請書を使用許可申請書に添付しなければならないとされているが、社会福祉協議会等が利用する場合に、減免申請書が添付されていないものがあった。また、誤った減免の適用号を記載している減免申請書を受付しているものがあり、使用許可決裁簿の適用条項も誤っていた。

ふれあいプラザ条例等に基づき、適正な事務処理を行うよう指導されたい。

また、時間外・休日勤務手当等の算定誤りについては、今回、監査の対象となっていない委託業務等についても、同様の誤りの可能性があるので、あわせて適正な事務処理になるよう指導することを望むものである。

4 公益財団法人生涯学習かめおか財団の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

公益財団法人生涯学習かめおか財団（以下、「生涯学習財団」という。）は、地域住民の自発性に基づく生涯にわたる学習要求等に応えるため、生涯学習の機会や情報の提供、住民の交流活動の支援、促進等必要な事業を行い、もって生涯学習の推進及び協働のまちづくりの推進に寄与することを目的とし、主に次の事業を行っている。

- 生涯学習の振興に関する調査研究、啓発及び普及
- 生涯学習の振興に資する国際化の推進、講座・講演会・その他先導的事业等の催しの開催及び援助
- 生涯学習の振興に資する文化、芸術事業及び教育、スポーツ等を通じて豊かな人間性を涵養する事業
- 生涯学習の振興に資する人材育成、活動支援、機会提供に関する事業
- 住民の交流活動の支援、促進をするための事業
- 生涯学習施設の管理運営事業

イ 組織（平成31年3月31日現在）

- 役員 理事 12人
(うち理事長1人、副理事長1人、常務理事1人)

	監 事	2 人
	顧 問	8 人
	評議員	1 4 人
○事務局	事務局長兼企画総務部長	1 人
	課 長	3 人
	(うち事務局長兼企画総務部長兼務 1 人)	
	主 幹	6 人
	主 任	4 人
	主 査	1 人
	主 事	1 人
	嘱 託	1 人
	臨時職員	9 人

(2) 補助金の概要

平成30年度に亀岡市から生涯学習財団へ交付された補助金総額は 64,088,060 円で、監査対象とした補助金は次のとおりである。

(単位：円)

項 目	事業費	補助金額	補助内容
公益財団法人生涯学習 かめおか財団補助金	76,951,477	64,088,060	生涯学習財団に係る人件費 及び運営費に対する補助

(3) 指定管理料の概要

平成30年度に亀岡市から生涯学習財団へ支払われた、ガレリアかめおかに係る指定管理料は 206,723,000 円である。

その内訳は、人件費（職員給与等）、事務費（委託費、光熱水費、修繕費等）となっている。

(4) 監査の結果

ア 生涯学習財団に対する監査の結果

監査の結果は次の事項を除いて、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(ア) 補助金に係る出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

- a 生涯学習事業助成金の交付について、生涯学習事業助成申込書及び実績報告書が鉛筆書きで提出されているものがあった。また、収支決算書に記入されて

いる支出額と領収書の合計が一致しないものがあった。

提出された書類のチェックを確実にし、適正な事務処理をされたい。

- b 週4日の勤務を要する職員の通勤手当の算出に誤りがあった。

生涯学習財団職員の通勤手当の支給については、公益財団法人生涯学習かめおか財団職員給与規程（以下、「生涯学習財団職員給与規程」という。）に亀岡市一般職員の給与に関する条例を準用することが定められている。

生涯学習財団職員給与規程に基づき適正な事務処理をされたい。

イ 生涯学習部市民力推進課に対する監査の結果

監査の結果は次の事項を除いて、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

- (ア) 補助金に係る出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

- a 生涯学習事業助成金の交付について、生涯学習事業助成申込書及び実績報告書が鉛筆書きで提出されているものがあった。また、収支決算書に記入されている支出額と領収書の合計が一致しないものがあった。

助成金交付については、適正な事務処理となるように、決裁等の過程において十分な書類の確認を行うよう指導することにより改善されたい。

- b 週4日の勤務を要する職員の通勤手当の算出に誤りがあった。

生涯学習財団職員給与規程に基づき、適正な事務処理となるよう指導されたい。

- (イ) 指定管理に係る出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

- a 基本協定書において、管理運営業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合は、書面により発注者の承諾が必要と規定されているが、再委託申請書が提出されているにも関わらず、書面による承諾の手続きを行っていなかった。

基本協定書に基づき、書面による承諾を行うよう改善されたい。